

震 災 編

第 1 部 総則

- 第 1 章 計画の方針
- 第 2 章 防災関係機関の業務の大綱
- 第 3 章 市民及び事業所の基本的責務
- 第 4 章 あきる野市の概況
- 第 5 章 被害想定
- 第 6 章 減災目標

第 2 部 災害予防計画

- 第 1 章 災害予防施設対策
- 第 2 章 地震火災等の防止
- 第 3 章 防災活動の強化
- 第 4 章 災害危険区域の指定
- 第 5 章 防災体制の整備

第 3 部 災害応急対策計画

- 第 1 章 応急活動体制
- 第 2 章 情報の収集・伝達
- 第 3 章 災害救助法の適用
- 第 4 章 相互応援協力・派遣要請
- 第 5 章 消防・危険物対策
- 第 6 章 避難勧告・指示計画
- 第 7 章 帰宅困難者対策
- 第 8 章 警備・交通規制
- 第 9 章 緊急輸送
- 第 10 章 救助・救急計画
- 第 11 章 医療救護計画
- 第 12 章 飲料水・食料・生活必需品等の供給計画
- 第 13 章 ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・がれき処理
- 第 14 章 遺体の取扱い
- 第 15 章 応急住宅対策
- 第 16 章 教育・労務対策
- 第 17 章 ライフライン施設の応急復旧対策
- 第 18 章 公共施設等の応急復旧対策

第 4 部 災害復旧計画

- 第 1 章 応急生活対策
- 第 2 章 激甚災害の指定
- 第 3 章 災害復旧・復興計画

第5部 東海地震事前対策

第1章 対策の考え方

第2章 防災関係機関の業務大綱

第3章 事前の備え

第4章 東海地震に関連する調査情報・東海地震注意情報発表時から
警戒宣言が発せられるまでの対応措置

第5章 警戒宣言時の対応措置

第6章 市民・事業所等のとるべき措置

第1部 総則

第1章 計画の方針

あきる野市（以下「あきる野市」又は「市」という。）は、市民と協働のまちづくりを進める中で、災害に強いまちづくりと地域力の強化に努めるため、本地域防災計画にのっとり防災・安心地域委員会などと連携して、防災対策に取り組む。

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、あきる野市防災会議が作成する計画で、市の総合的な災害対策の基本となるものである。その目的は、防災関係機関がその有する全機能を効率的に発揮して、市の地震災害に対する防災体制の強化を図るとともに、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策を適切に実施し、災害に強い安全な地域社会づくり及び災害時の迅速かつ適切な応急対策ができるようにすることにより、市域並びに市民の生命・身体及び財産を災害から保護することにある。

第2節 計画の性格及び災害の範囲

この計画は、第1節の目的を達成するための基本的な計画であり、恒久性を有し、法令等に特別な規定がある場合のほか、市の地域防災に関してはこの計画によるものとし、次の性格及び災害の範囲を有するものとする。

- 1 この計画は、防災に関し、市の処理すべき事務又は業務を中心として、東京都（以下「東京都」又は「都」という。）その他の防災関係機関が処理する事務又は業務を包含する総合的かつ基本的計画である。
- 2 この計画は、市、都その他の防災関係機関の責任を明確にするとともに、事務又は業務の一貫性を図る能動的な計画である。
- 3 この計画は、総合的な防災対策の基本となるもので、災害に強い安全なまちづくり、災害時の迅速かつ適確な応急対策、防災行政の基本姿勢、防災に対する市民の心がまえ、防災施策の大綱等について、地域の災害危険性との有機的関連のなかで策定するものである。

- 4 災害予防計画においては、災害応急対策計画の前提としてのハード及びソフトの両面にわたる予防対策のほか、国土保全事業を含めるとともに、市の災害対策に大きな影響を与えるものについては、国や他の公共団体の事業を含むものとする。
- 5 災害応急対策においては、活動体制の確立、情報の収集、伝達、避難勧告・指示について、具体的かつ実践的にその基準、方法等を定めるものとする。
地域の災害危険性を把握するため、町内会・自治会単位などに災害危険箇所、避難場所、避難所、防災関係機関、人口の動態等基礎的資料を整備するとともに、防災意識、防災知識の高揚を図るものとする。
- 6 この計画で扱う災害の範囲は、災害対策基本法第2条に定義される災害で、自然災害、大規模火災及び大規模事故等の対応を含めたものである。

第3節 計画の目標

本計画の目標は、災害を未然に防止するため、あきる野市を、1 災害に強い都市構造、2 災害に強い市民、3 災害に対する適切な対応、によって、防災都市とすることである。

1 災害に強い都市構造

災害に対する万全の備えを不断に維持するため、災害を発生させない機能の確保、災害の拡大を防止する機能の確保及び安全ゾーンの確保を図る。

このため、災害に強い都市空間づくりや、公共施設の災害対応力の強化を更に推進する。

2 災害に強い市民

災害に対する強い関心と深い理解をもって、災害時にも冷静沈着に行動することができる市民を育成する。

3 災害に対する適切な対応

災害対策における役割の明確化、連絡体制の整備・充実及び実践的な防災訓練を実施することにより、災害に強い防災体制を作り、被害を最小限に止める。

第4節 計画の前提

この計画は、首都直下地震等による東京の被害想定（平成24年4月東京都防災会議公表）、阪神・淡路大震災や東日本大震災などの大規模地震から得た教訓、近年の社会経済情勢の変化及び市民、市議会等の各種意見を可能な限り反映し、策定する。

防災対策については、被災者の視点に立って対策を推進することが重要であり、とりわけ、女性や高齢者、子ども等に対しては、きめ細かい配慮が必要となる。災害対策基本法の改正趣旨等を踏まえ、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮した防災対策を推進していく。

第5節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年度検討を加え、必要があると認めるときは修正する。したがって、各防災関係機関は、関係のある事項について、計画の修正案をあきる野市防災会議に提出するものとする。

第6節 他の法令に基づく計画との関係

この計画は、国の防災基本計画、東京都地域防災計画及び防災関係機関が作成する防災業務計画に整合するよう定める。

第7節 計画の習熟

各防災関係機関は、平素から危機管理や地震防災に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割等を踏まえた実践的な教育・訓練の実施等を通じて本計画の習熟に努め、地震災害への対応能力を高めるものとする。

第8節 地区防災計画

一定の地区内の居住者及び事業者等が、協働して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画を定めた地区防災計画を提案した場合、防災会議において判断した上で地域防災計画に定めることができる。

第2章 防災関係機関の業務の大綱

市の防災対策を推進するに当たり、市、都及び各防災関係機関等は、概ね次に示す防災業務の大綱を踏まえ、防災対策に関する業務に取り組む。

第1節 あきる野市

名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
あきる野市	1 あきる野市防災会議に関する事。 2 防災に係る組織及び施設に関する事。 3 災害情報の収集及び伝達に関する事。 4 緊急搬送の確保に関する事。 5 避難の勧告等及び誘導に関する事。 6 被災者の救出及び救護に関する事。 7 消防及び水防に関する事。 8 医療、防疫及び保健衛生に関する事。 9 外出者の支援に関する事。 10 救助物資の備蓄及び調達に関する事。 11 被災した児童及び生徒の応急教育に関する事。 12 ボランティアの支援に関する事。 13 公共施設の応急復旧に関する事。 14 災害復興に関する事。 15 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関する事。 16 自主防災組織の育成に関する事。 17 事業所防災に関する事。 18 防災訓練に関する事。 19 その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関する事。

第2節 東京都

名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
西多摩建設事務所	1 道路及び橋りょうの復旧に関する事。 2 河川の復旧に関する事。 3 水防に関する事。 4 道路及び河川等における障害物の除去に関する事。
森林事務所秋川林務出張所	1 治山に関する事。 2 林道に関する事。

西多摩保健所	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療に関する情報提供・連絡調整に関すること。 2 防疫に関すること。 3 保健衛生に関すること。
立川給水管理事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設設備の管理運営等に関すること。 2 応急給水施設設備の保全に関すること。
下水道局流域下水道本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 流域下水道施設の保全に関すること。 2 流域下水道施設の応急対策に関すること。 3 し尿の受入れに関すること。
五日市警察署 福生警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること。 2 交通規制に関すること。 3 被災者の救出救助及び避難誘導に関すること。 4 行方不明者の捜索及び調査に関すること。 5 遺体の調査等及び検視に関すること。 6 公共の安全と秩序の維持に関すること。
東京消防庁 第九消防方面本部 秋川消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること。 2 救急及び救助に関すること。 3 危険物等の措置に関すること。 4 前各号に掲げるもののほか、消防に関すること。
多摩環境事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 高圧ガス製造施設の保安に関すること。 2 高圧ガス販売・消費施設の保安に関すること。
西多摩農業改良普及センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業施設等の保全に関すること。 2 作付品種改良及び営農指導に関すること。
西部公園緑地事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 公園の保全及び震災時の利用に関すること。

第3節 指定地方行政機関

名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
国土交通省京浜河川事務所多摩川上流出張所	<ol style="list-style-type: none"> 1 管轄区域河川の改修工事、維持修繕その他の管理に関すること。 2 管轄区域河川の雨量、水位、流量、洪水予報、水防警報等水防に関すること。
農林水産省東京農政事務所防災倉庫	<ol style="list-style-type: none"> 1 主要食糧の需給に関すること。
財務省関東財務局立川出張所	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する資金融資のあっせん及び金融機関の業務の監督（災害時における緊急措置の指示等を含む。）に関すること。 2 国有普通財産の管理及び処分に関すること。

第4節 指定公共機関

名 称	事務又は事業の大綱
日本郵便株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 郵便業務及び窓口業務の確保に関すること。 2 郵便物の運送施設及び集配施設の整備に関すること。 3 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。
東日本旅客鉄道(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道施設等の工事計画及びこれらの施設等の保全に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者輸送の協力に関すること。 3 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること
東京電力パワーグリッド(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力施設等の建設及び安全保安に関すること。 2 災害時における電力の需給に関すること。
NTT東日本	<ol style="list-style-type: none"> 1 電信及び電話設備の建設並びにこれらの施設の保全に関すること。 2 災害非常通話の調整及び気象予警報の伝達に関すること。
NTTコミュニケーションズ	<ol style="list-style-type: none"> 1 国内・国際電話等の通信の確保に関すること。 2 災害時における通信の疎通確保及び通信設備の復旧に関すること。
NTTドコモ	<ol style="list-style-type: none"> 1 携帯電話等の移動通信施設の建設及びこれらの施設の保全に関すること。 2 災害時における移動通信の疎通確保及び通信設備の復旧に関すること。
KDDI	<ol style="list-style-type: none"> 1 重要通信の確保に関すること。 2 災害時における電気通信の疎通確保及び通信設備の復旧に関すること。
日本赤十字社東京都支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における医療救護班の編成及び医療救護等（助産・死体の処理を含む。）の実施に関すること。 2 災害時における避難所等での救護所開設及び運営に関すること。 3 日赤奉仕団及び防災ボランティアの活動に関すること。 4 輸血用血液の確保及び供給に関すること。 5 義援金の募集・受付・配分及び募金に関すること。 6 赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）の設置及び運営に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> 7 災害救援品の支給に関する事。 8 日赤医療施設等の保全及び運営に関する事。 9 外国人安否調査に関する事。 10 遺体の検案協力に関する事。 11 東京都地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関する事。
日本通運(株)	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資の輸送に関する事。
東日本高速道路(株) 中日本高速道路(株)	<ul style="list-style-type: none"> 1 道路及び施設の建設並び維持管理に関する事。 2 災害時の輸送路の確保に関する事。 3 道路及び施設の災害復旧工事に関する事。

第5節 指定地方公共機関

名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
TBSテレビ	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時における広報活動、被害状況等の速報に関する事。 2 放送施設の保全に関する事。
文化放送	
ニッポン放送	
ラジオ日本	
エフエム東京	
J-WAVE	
日経ラジオ社	
I n t e r F M	
日本テレビ	
テレビ東京	
フジテレビジョン	
テレビ朝日	
TOKYO MX	
TBSラジオ&コミュニケーションズ	
東京都トラック協会	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関する事。
東京都医師会	<ul style="list-style-type: none"> 1 医療に関する事。 2 防疫の協力に関する事。
東京都歯科医師会	<ul style="list-style-type: none"> 1 歯科医療活動に関する事。
東京都薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> 1 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関する事。

献血供給事業団	1 血液製剤の供給に関する事。
東京都獣医師会	1 動物の医療保護活動に関する事。
東京バス協会	1 バスによる輸送の確保に関する事。
東京ハイヤー・タクシー協会	1 タクシー、ハイヤーによる輸送の確保に関する事。 2 発災時の災害情報の収集・伝達に関する事。
東京都個人タクシー協会	1 タクシーによる輸送の確保に関する事。

第6節 協力機関

名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
あきる野市町内会・自治会 防災・安心地域委員会	1 避難誘導及び避難所内の運営に対する業務の協力に関する事。 2 被災者に対する炊き出し、援助物資の配分等に関する事。 3 その他被災状況調査等、災害対策業務全般についての協力に関する事。 4 防災意識の普及、防災行動力の向上、防災事業の協力等に関する事。
公立阿伎留医療センター	1 医療施設の保全に関する事。 2 医療及び助産救護に関する事。
あきる野市医師会	1 医療及び助産の協力に関する事。 2 防疫の協力に関する事。
秋川歯科医師会	1 歯科医療活動に関する事。
あきる野薬剤師会	1 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関する事。
あきる野市社会福祉協議会	1 災害時におけるボランティア活動の協力に関する事。
あきる野市赤十字奉仕団	1 災害時における応急救助に関する事。 2 被災者の更正援護等の労力に関する事。 3 被災者等に対する炊き出しに関する事。
西秋川衛生組合 秋川衛生組合	1 災害時における清掃活動の協力に関する事。
あきる野商工会	1 災害時における物資及び資材の調達並びに協力に関する事。 2 災害時における建設、復旧及び除去活動の協力に関する事。

秋川農業協同組合	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災営農に関する指導協力に関する事。 2 農業振興資金等の貸出協力に関する事。
あきる野市管工事組合	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道被災施設の復旧工事の協力に関する事。 2 被災地の緊急給水の協力に関する事。 3 下水道被災施設の復旧工事の協力に関する事。
西東京バス(株)五日市営業所	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における路線バスの保全に関する事。 2 災害時における人員、物資等の輸送のための車両の供給に関する事。
武陽ガス(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガス施設(装置、供給設備を含む。)の建設及び安全保安に関する事。 2 ガスの供給に関する事。

第7節 自衛隊

名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
陸上自衛隊 第1施設大隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害派遣の計画及び準備 <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災関係資料の基礎調査 (2) 災害派遣計画の作成 2 災害派遣の実施 <ol style="list-style-type: none"> (1) 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関する事。

第3章 市民及び事業所の基本的責務

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民はこの観点に立って日ごろから自主的に地震災害に備えるとともに、行政が行う防災活動と連携・協力するものとする。

また、事業所は、従業員や顧客の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献といった役割を認識して、防災体制の整備や防災訓練の実施に努めるとともに、震災により帰宅困難が予測される従業員等の保護のために、非常食等の備蓄その他の対策を講ずるなど、防災対策の推進を図るものとする。

市民及び事業所が震災対策を進める上で果たすべき基本的責務は、次のとおりとする。

区 分	基 本 的 責 務
市 民	<p>1 市民は、震災を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、市民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。</p> <p>2 市民は、次に掲げる事項について、自ら震災に備える手段を講ずるよう努めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保 (2) 家具類の転倒等防止 (3) 出火の防止 (4) 初期消火に必要な用具の準備 (5) 飲料水及び食料の確保 (6) 避難経路、場所及び方法についての確認 (7) 家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保 <p>3 市民は、震災後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、震災後においては、相互に協力し、事業者、ボランティア及び市長その他の行政機関との協働により、自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。</p> <p>4 市民は、市長その他の行政機関が実施する震災対策事業に協力するとともに、自発的に、震災対策活動に参加する等、震災対策に寄与するよう努めなければならない。</p>

事業所	<p>1 事業者は、市長その他の行政機関が実施する震災対策事業及び市民が協働して行う地域の復興に関する活動に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、震災の防止、震災後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。</p> <p>2 事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、事業所に来所する顧客、従業者等及び事業所の周辺地域における住民（以下「周辺住民」という。）並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。</p> <p>3 事業者は、その管理する事業所の周辺地域における震災を最小限にとどめるため、周辺住民に対する震災対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力に努めなければならない。</p> <p>4 事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、市及び東京都が作成する防災計画を基準として、事業所単位の防災計画（以下「事業所防災計画」という。）を作成しなければならない。</p> <p>5 事業者は、東京都帰宅困難者対策条例（平成25年4月施行）に基づき、震災時には、施設の安全を確保したうえで、従業者を事業所内に待機させるなど、一斉帰宅の抑制に努めなければならない。また、あらかじめ従業者の3日分の飲料水及び食料等を備蓄するよう努めなければならない。</p> <p>6 事業者は、あらかじめ従業者との連絡手段の確保に努めるとともに、従業者に対して、家族等との連絡手段を確保すること、避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路の確保等の周知に努めなければならない。</p>

第4章 あきる野市の概況

あきる野市の自然環境及び社会的環境等の地域特性は、概ね次に示すとおりである。市の防災対策を推進するに当たっては、これら環境の変化や地域特性の特徴を踏まえるものとする。

第1節 自然的環境

1 位置及び面積

あきる野市は、都心から西へ約40～50km圏に位置し、東は福生市、羽村市、西は檜原村、奥多摩町、南は八王子市、北は日の出町、青梅市に接している。広がり、東西に18.0km、南北に12.7kmで、面積は73.47km²であり、地目別（平成28年1月1日現在、土地概要調書）にみると、宅地が11.2%、田が0.7%、畑が6.7%、山林が25.3%、その他が56.1%である。

2 地勢及び地形

市の地形は、山地、丘陵地、台地、低地によって構成されている。標高は、西から東に向かって低くなっており、養沢の約1,040mから二宮神社付近の約135mまで約900mの標高差がある。

山地は、市域の西部に大きく広がっており、秋川・養沢川・盆堀川などが流れ、渓谷を形成している。

丘陵地は、市域の南に秋川丘陵、北に羽村草花丘陵などが広がっている。

台地は、古くから秋留台地と呼ばれ、市街地は主にこの地域に形成されている。

低地は、東部の秋川・平井川沿いに広がっている。

3 地質

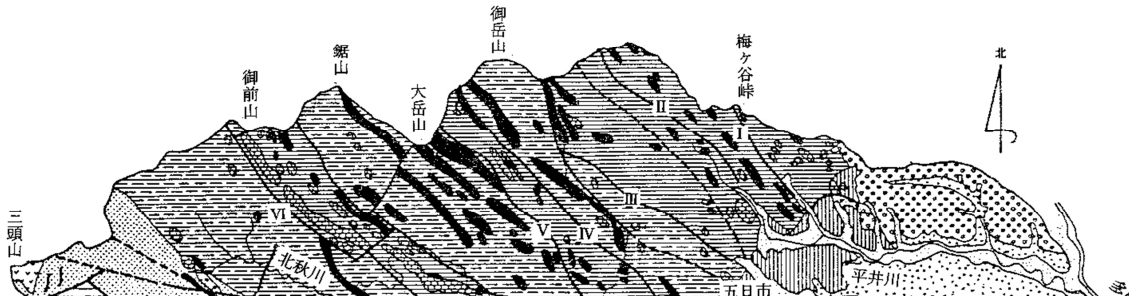
市を含む秋川流域の山地の地質は、五日市一川上線によって大きく二分され、北部の秩父帯南帯と小仏層群からなっている。また、秩父系及び小仏層群に囲まれて、五日市盆地には古い基盤とは不整合関係あるいは断層で接する五日市町層群が分布している。

五日市町層群は、下部の秋川層と上部の網代層に二分され、それらは不整合関係で接している。五日市盆地の東側に位置する伊奈丘陵も、五日市町層群からなっている。

秋川の下流の右岸側（南側）には加住丘陵、左岸側（北側）には秋留台地がそれぞれ広がっている。また、秋留台地の北方には平井川を隔てて羽村草花丘陵が位置する。

加住丘陵の地質は、鮮新世の加住礫層・小宮砂層からなり、丘陵の背面の東部は堆積面と考えられる。羽村草花丘陵には大荷田礫層が分布し、鮮新世下部と考

えられる。秋留台地の基盤は鮮新世の五日市砂礫層で、その上位に不整合関係で立川段丘礫層に対比されると考えられる礫層が堆積し、関東ローム層に覆われている。台地の周囲に分布している小規模な丘陵は、五日市砂礫層を不整合に覆う沖積世の段丘礫層からなっている。



1. 秩父古生層（礫岩・砂岩・頁岩の互層）
2. 鳥ノ巣統および時代未詳中生層（礫岩・砂岩・頁岩の互層）
3. 鳥ノ巣統および時代未詳中生層（砂岩）
4. 中生代白亜紀層（礫岩・砂岩・頁岩の互層）
5. 中生代白亜紀層（泥岩）
6. 中生代白亜紀層（砂岩）
7. 新第三紀層（礫岩）
8. 新第三紀層（礫岩・砂岩・頁岩の互層）
9. 第三紀末～第四紀初期の礫層
10. 後期洪積層
11. 沖積層
12. 石灰岩
13. チャート
14. 断層および推定断層

I 長井断層 II 肝要断層 III 深沢断層 IV 大岳沢断層 V 海沢断層 VI 御前山断層

秋川流域の地質（「秋川流域の陸水学的研究—特に秋留台地の地下水と

秋川の流量について—（角田清美 1983年）」より引用）

